

# 札幌市子どもの権利条例検討会議 答 申 書

平成20年(2008年)2月1日

札幌市子どもの権利条例検討会議



# 目次

## はじめに

当初の条例案に対する基本的な考え方	
1 答申書の作成に当たって	1
(1) 子どもの権利条例の制定に向けた札幌市のこれまでの経過	1
(2) 検討会議における議論	2
(3) 当初の条例案に対する基本的な考え方	2
2 当初の条例案の基本的事項に関する整理	3
(1) 条例の名称について	3
(2) 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割について	4
(3) 権利行使に伴う制限について	5
(4) 意見表明権の規定について	6
子どもの権利侵害からの救済制度の設置	
1 子どもの権利侵害と既存の相談機関等の状況	7
(1) 子どもの権利侵害の現状	7
(2) 子どもの権利侵害の特徴	9
(3) 既存の相談機関等の現状と課題	10
2 救済制度の必要性	11
(1) 救済制度の必要性	11
(2) 救済機関の位置付けと性格	11
3 救済機関の制度設計	12
(1) 子どもの範囲	12
(2) 救済機関に求められる機能と権限	12
4 組織のあり方	16
(1) 基本的な組織の概要	16
(2) 各部門の人員体制等	18
(3) 事務局体制	20
(4) 他機関等との連携	20
5 制度導入に当たっての留意事項	22
(1) 子どもにとって利用しやすい制度の構築	22
(2) その他留意点	25
別紙 救済機関のイメージ図	27
参考資料	
1 当初の条例案に対する検討表	28
2 札幌市子どもの権利に関する条例案	30
3 平成 18 年度いじめの状況等に関する調査結果	34
4 児童虐待相談の状況	36
5 福祉犯罪の状況	38
6 札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査結果	39
7 札幌市内（近郊を含む）の主な子どもに関する相談窓口一覧表	48
8 救済制度に関する子どもへのアンケート調査結果	49
9 札幌市子どもの権利条例検討会議の開催経過	59
10 札幌市子どもの権利条例検討会議委員名簿	60

## は じ め に

札幌市では、これまでに子どもの権利の保障をより一層推進しようという思いから、子どもの権利条例の制定に取り組んできました。昨年の平成 19 年 2 月には、多くの市民議論を経た後、市議会に条例案を提案しましたが、残念ながら成立には至らなかったということもありました。

そのような流れの中、平成 19 年 8 月 27 日に、私たち 12 人の委員で構成する「札幌市子どもの権利条例検討会議」が設置され、市長から諮問を受けることとなったのです。

検討会議では、これまでの策定プロセスを踏まえて、当初の条例案を最大限尊重しようという姿勢を保ちつつ、様々な角度からの検証を重ね、さらによりよくするための工夫ができないものかを考える一方で、救済制度の具体的な枠組みについても検討を進めてきました。

これらのうち、救済制度の検討に当たっては、子どもとの意見交換を実施するなどして、できるだけ子どものためになるような制度づくりを探ってきました。その結果考え出されたこの新たな救済制度が、悩み苦しんでいる子どもたちの明日へのステップをサポートできる、子どもたちにとって身近なものとなるよう願わずにはられません。

検討会議の設置以来、私たちは、前回の条例案のもととなっている「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」の考え方を基盤に据えながら、わずか半年足らずという短い期間に、12 回に及ぶ会議をしてきましたが、その間、毎回ほぼ全員が出席して、それぞれが熱心に議論に加わり、時には意見の衝突がありながらも、最終的には、全員の意見がまとまり、それがこのような形での答申となりました。

札幌市のすべての子どもたちの未来のために、今後、札幌市そして札幌市議会は、確固たる意志を持って、この私たちの答申の趣旨が実現するよう取り組んでいただけるものと信じて、この答申を提出します。

最後に、この答申をまとめるに際し御協力いただきました関係機関、関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成 20 年 2 月 1 日

札幌市子どもの権利条例検討会議  
座 長 千 葉 卓